目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- 購入時の当社の手数料は、購入価額に ３．８５％（税込）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- 換金時の当社の手数料は、ありません。
- お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
- 当社が別に定める口座管理料をご負担いただく場合があります。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第２８条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

当ファンドの販売会社の概要

商　号　等	安藤証券株式会社　金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第１号
本店所在地	〒460-8619　愛知県名古屋市中区錦３丁目２３－２１
連　絡　先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	２２億８千万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和１９年４月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、お取引のある店舗にて承っております。
受付時間：月曜日～金曜日　８時３０分～１７時００分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。
住所　　：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）
受付時間：月曜日～金曜日　９時００分～１７時００分（祝日を除く）

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

投資信託についてお客様にご負担いただく費用

■購入時にご負担いただく費用

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても、購入する口数やご注文方法によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.3%（税込）の場合は、概算で次のように計算します。

購入金額　　＝ 購入口数 × 約定日の基準価額
購入時手数料 ＝ 購入金額 × 3.3%（税込）

＜口数指定で申込＞

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）
購入金額　　＝ 1,000,000 口 ×（10,000 円／10,000 口）＝ 1,000,000 円
購入時手数料 ＝ 1,000,000 円 × 3.3% ＝ 33,000 円
となり、合計 1,033,000 円お支払いただくこととなります。

＜金額指定で申込・・一部の銘柄で取扱いを行います＞

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）
購入金額　　＝ 購入口数 ×（10,000 円／10,000 口）
購入時手数料 ＝ 購入金額 × 3.3%
お支払金額 1,000,000 円 ＝ 購入金額　＋　購入時手数料
購入金額と購入時手数料を合算して 1,000,000 円となるよう最大の購入口数を 1 口単位に計算して求めます。従って、1,000,000 円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。
最大の購入口数は 968,055 口になり、購入時手数料は 31,945 円になります。
購入時手数料を概算で求めるには、次の計算式で確認できます。
購入時手数料 ＝ （購入金額 ／（ 1 ＋ 3.3% ））× 3.3%

＊上記の購入時手数料計算は概算です。実際の計算は、手数料を計算してから小数点以下を切捨てし、消費税を計算してから小数点以下を切捨てします。
＊分配金再投資コース（一部銘柄で取扱）の場合、分配金は税金処理後に再投資されますが、購入手数料はかかりません。再投資は、金額指定での申込となります。

■運用（保有）時にご負担いただく費用

投資信託の運用中は信託財産の純資産総額に対する「信託報酬」（最大 2.618%（税込み・概算））が計算され、資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。また、運用成績に応じた成功報酬をいただく場合があります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

■解約（換金）時にご負担いただく費用

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部（最大 0.5%）を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

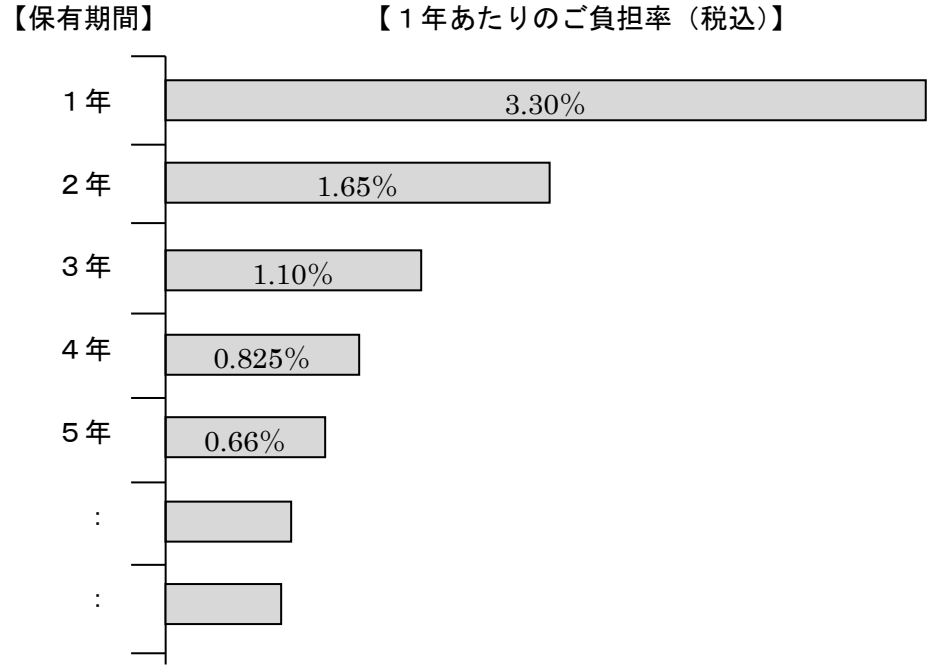
＜計算例：信託財産留保額が 0.3% の場合＞
例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は
信託財産留保額 ＝ 10,000 円 × 0.3% ＝ 30 円
解約価額 ＝ 10,000 円 － 30 円 ＝ 9,970 円（10,000 口当り） となります。

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とかからない場合があり、かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。

販売手数料に関するご説明

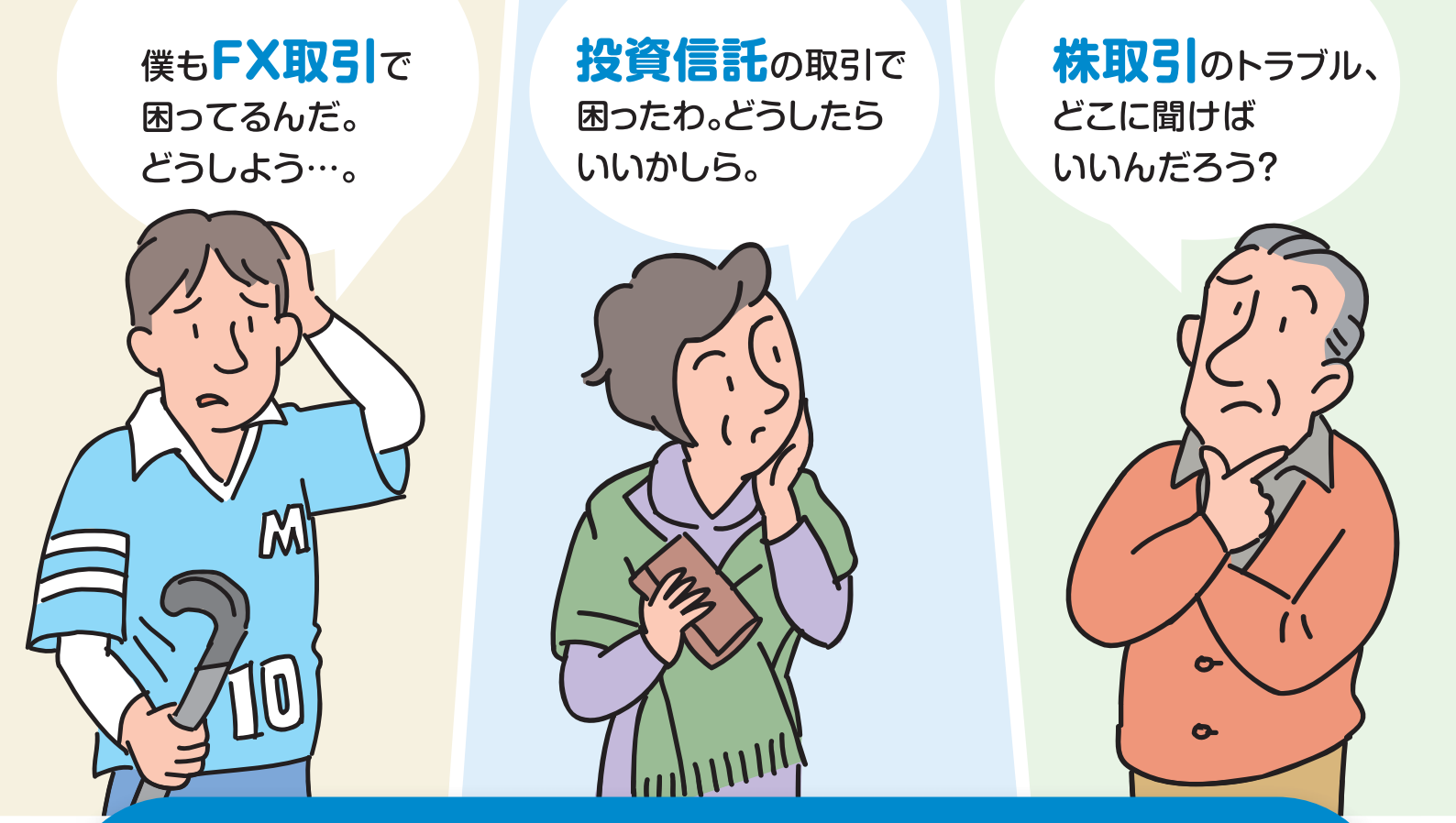
■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が 3.3%（税込）の場合



※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。
※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。
実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。
投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。
また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。
実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。



ご相談は、「指定紛争解決機関」

証券・金融商品あっせん相談センター

証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC（フィンマック））は、
法律に基づく公的な団体が連携した**指定紛争解決機関（金融庁指定）**です。
証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX 等のトラブルを
公正・中立な立場で解決を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引（FX）・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます（預金、保険などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません）。公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手続きの申立てを受け付けます（あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます）。

詳しくはホームページへ **https://www.finmac.or.jp/** FINMAC 検索



ご相談は
お気軽に!

フリーダイヤル **0120-64-5005**
●月曜日～金曜日（祝日等を除く）●午前9時～午後5時

FAX **03-3669-9833**

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

ADR FINMAC
特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター

〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館



FINMAC（フィンマック）とは？

法律に基づく公的な団体が連携した苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引（FX）・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



ADR FINMACの特長は？

公正！

金融商品取引法の指定(※1)・認定やADR促進法(※2)に基づく認証を受け、**中立的立場**で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。
また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。
(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

迅速！

裁判では、かなり長い時間を要しますが、
あっせんは**迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます。

身近！

あっせんは、お住まいのある**都道府県庁所在地**で行います。



どのように相談にのってくれるの？



ステップ1



相談・苦情 無料

まずは、お電話ください。
中立・専門の相談員が応じます。

ステップ2



所定のあっせん申立金

あっせんの場合には、公正・中立の立場の弁護士があっせん手続きを行います。

ステップ3



通常1～3回程度の話し合いにより、あっせんの成立（和解）、打切りなど対応がなされます。

解決

ADR FINMAC
特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ！

フリーダイヤル
0120-64-5005

月曜日～金曜日（祝日等を除く）午前9時 ～午後5時

https://www.finmac.or.jp/

※2020年8月作成

野村アセットマネジメント　NOMURA

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2026年10月23日

NOMURA WORLD STAR OPEN

野村ワールドスター オープン

追加型投信／内外／資産複合／特殊型（ロング･ショート型）

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社　ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

受託会社　ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

<照会先>野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル
0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時
●ホームページ
https://www.nomura-am.co.jp/

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	内外	資産複合	特殊型（ロング・ショート型）	その他資産（注）	年2回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（適時ヘッジ）	ロング・ショート型

（注）（投資信託証券（資産複合（株式、債券、デリバティブ）資産配分変更型））
＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞
■設立年月日：1959年12月1日
■資本金：171億円（2026年9月末現在）
■運用する投資信託財産の合計純資産総額：90兆1367億円（2026年8月31日現在）

この目論見書により行なう野村ワールドスター オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月22日に関東財務局長に提出しており、2026年10月23日にその効力が生じております。

- 投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

主要投資対象

世界各国の株式および債券を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「野村ワールドスター オープン マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

●運用にあたっては、次の投資視点に留意し積極的運用を行なうことを基本とします。

A｜グローバルに見た成長性

政治・経済・産業のファンダメンタルの分析による各国の成長性、成熟度の比較。

B｜先進国市場では投資タイミングに機敏に対応

世界各地域の資本市場間の資金需給、売買動向、売買主体など、世界を駆け巡るマネーの流れを分析。

C｜各国の景気サイクルの相異に着目した資産別アロケーション

金利、インフレーション、金融政策、輸出入・生産動向などの分析による各国の景気サイクルの把握。

D｜時宜を得たテーマや投資対象

次世代の産業の中心となり得るテクノロジー、産業の発展を促進するような規制緩和、新しい経営の在り方など、株式市場を牽引するテーマや投資対象の探求。

●MSCI ワールド インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）をベンチマークとします。

■指数の著作権等について■

MSCI ワールド インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

●先物・オプション等のデリバティブおよびスワップ取引を適宜活用し、運用の効率化に努めることを基本とします。

◆ファンドの運用の効率化のため、先物・オプション等のデリバティブおよびスワップ取引を適宜活用し機動的なアセットアロケーション、国別アロケーションを行ないます。

◆投資戦略によっては、株式・債券を合計した実質的な投資割合が、100%以上あるいは0%以下で運用を行なう場合があります。

●為替リスクのマネジメントを行ないます。

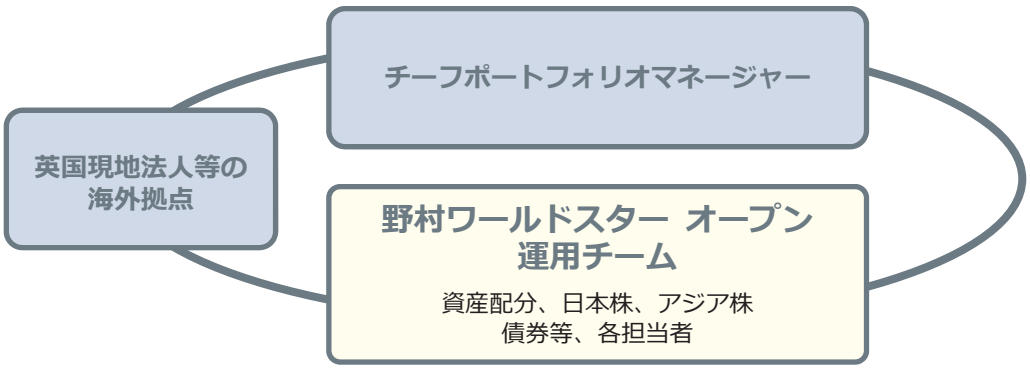
◆為替ヘッジ比率の決定にあたっては、以下の点を目指し弾力的に対応します。
①保有する外貨建資産の為替変動リスクの低減
②為替市場の見通しによる為替差益の獲得

◆保有する実質外貨建資産に対し、当該通貨の売り予約または直物為替先渡取引を行なうことで為替変動リスクのマネジメントを行ないます。また、為替市場の制約、各国の金利差等を踏まえ、保有する実質外貨建資産にかかる通貨以外の通貨を売り、円を買う為替取引も行ないます。

◆為替ヘッジ比率の決定については、ファンダメンタル分析による中長期的な見通しを踏まえたうえで、主として計量モデル※の分析結果に基づいて行ないますが、計量モデルでは捉えきれない要素（政治要因、短期的な需給要因等）についてはチーフポートフォリオマネージャーが判断し、決定します。
※ファンドでは、各国の金利、物価指数、通貨レートの移動平均などのデータをベースにしたモデルを用います。

●チーフポートフォリオマネージャーを中心とした専門性の高いチームが運用にあたります。

◆ファンドの運用チームは、チーフポートフォリオマネージャーを中心とし、資産配分、北米株、日本株、欧州株、アジア株、中南米株、債券等の専門性の高い各ポートフォリオマネージャー、および委託会社の調査関連部署、海外拠点等で構成されています。

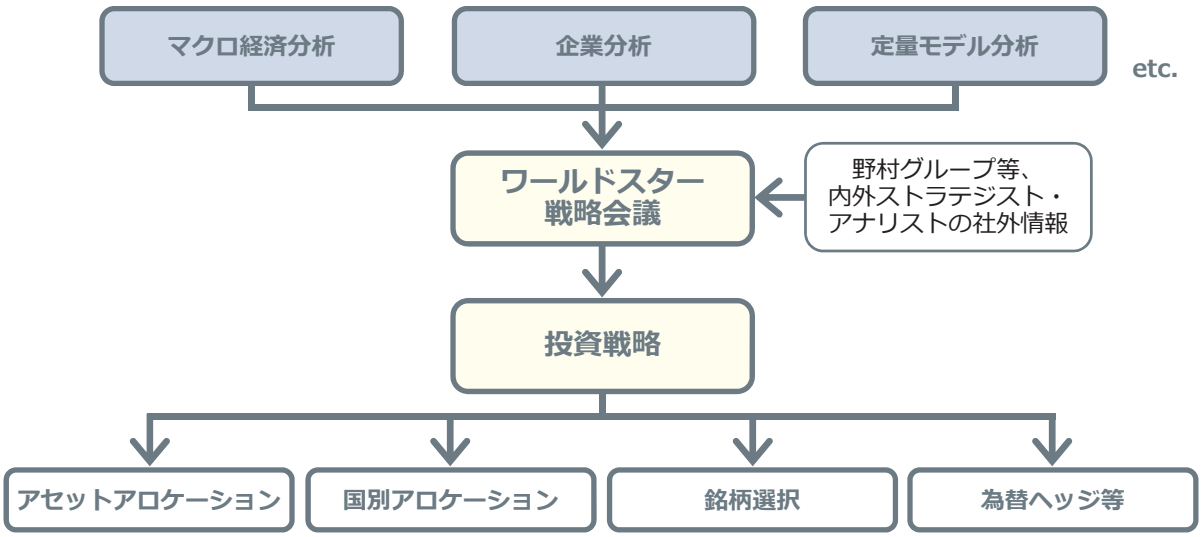


※ファンドの運用体制は、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

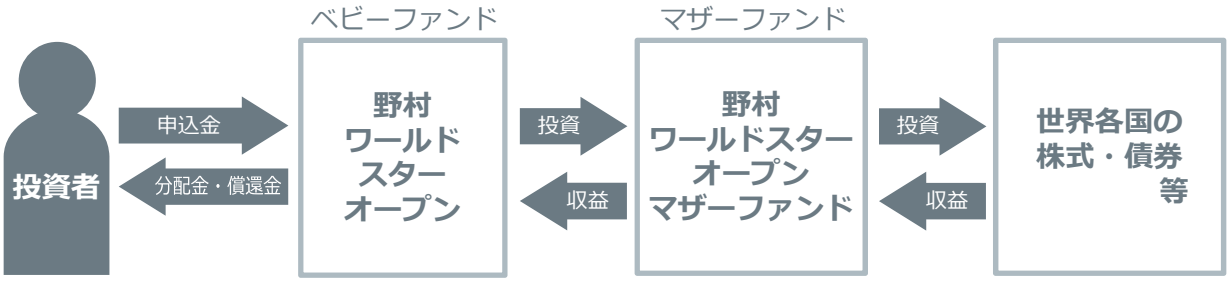
ファンドの目的・特色

◆投資戦略の策定にあたっては、野村ワールドスター オープン運用チームによる「ワールドスター戦略会議」を開催し、野村グループ等のグローバルなリサーチ情報や分析情報を随時活用します。
上記投資戦略に基づき、アセットアロケーション、国別アロケーション、銘柄選択、為替ヘッジ等※を決定します。
※ヘッジ目的外の為替取引を含みます。



◆銘柄選択にあたっては、「ファンダメンタルの調査・分析が運用パフォーマンスの原点」を基本に、徹底的な調査・分析をベースとした中長期投資を基本とします。市場コンセンサスと企業の実態との違いをいち早く発見することを目的に個別企業・業種等の調査・分析を行ないます。

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

運用の権限の委託

運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

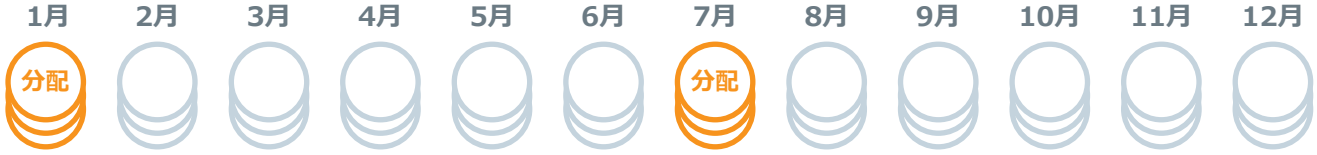
委託する範囲	海外の株式の運用
委託先名称	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED （ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド）
委託先所在地	英国　ロンドン市

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

分配の方針

原則、毎年1月および7月の24日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。



＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。また、ファンドは実質的に株価指数先物取引を積極的に活用しますので、株価変動の影響を受けます。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。また、ファンドは実質的に債券先物取引を積極的に活用しますので、債券価格変動の影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的（ヘッジ目的）のほか、効率的に収益を追求する目的（ヘッジ目的外）で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆**ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、先進諸国に比べて市場規模が小さく流動性が低い国の株式にも投資する場合があります。

投資リスク

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

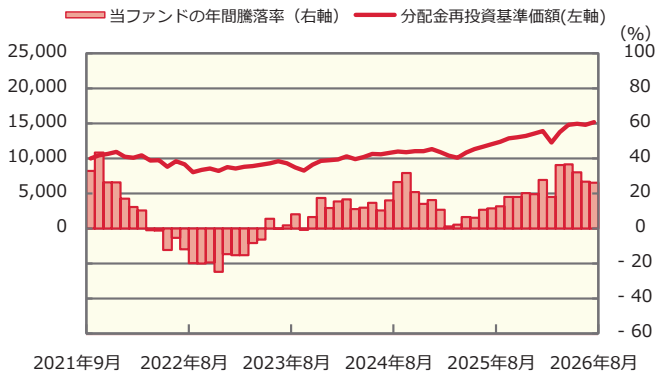
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

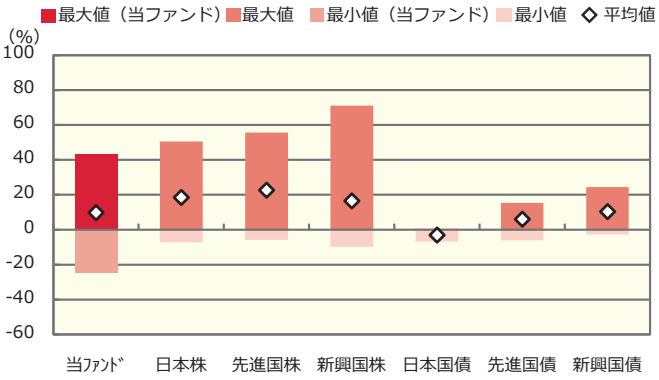
投資リスク

リスクの定量的比較（2021年9月末～2026年8月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**43.3**	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値（%）	△ **24.8**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	**9.8**	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年9月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

運用実績（2026年8月31日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）



分配の推移

（1万口あたり、課税前）

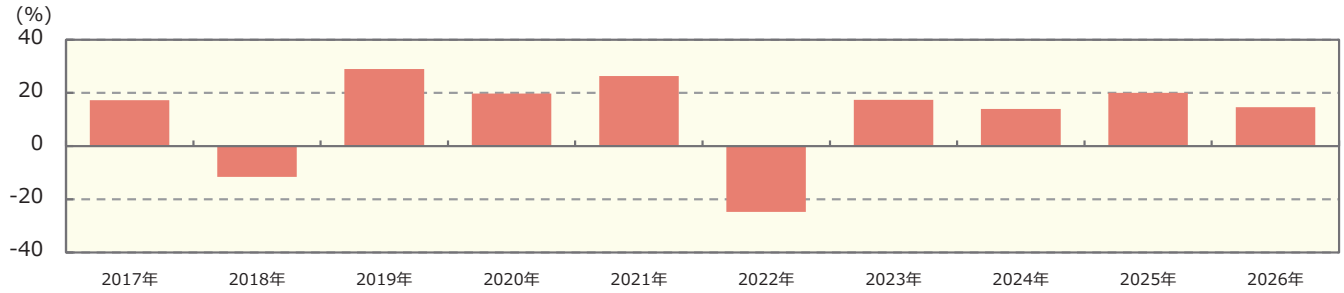
2026年7月	510　円
2026年1月	440　円
2025年7月	310　円
2025年1月	290　円
2024年7月	310　円
設定来累計	12,105　円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	株式	3.6
2	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	3.0
3	DEUTSCHLAND I/L BOND	国債証券	2.3
4	NVIDIA CORP	株式	1.9
5	SK HYNIX INC	株式	1.7
6	DBS GROUP HLDGS	株式	1.7
7	ALPHABET INC-CL C	株式	1.6
8	NATIONAL AUSTRALIA BANK	株式	1.6
9	MICROSOFT CORP	株式	1.4
10	三井住友フィナンシャルグループ	株式	1.3

年間収益率の推移（暦年ベース）



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

<table>
<tr><td>購入単位</td><td>
<table>
<tr><th>購入コース</th><th>購入単位</th></tr>
<tr><td>一般コース
（分配金を受取るコース）</td><td>1万口以上1万口単位
（当初元本1口＝1円）または
1万円以上1円単位</td></tr>
<tr><td>自動けいぞく投資コース
（分配金が再投資されるコース）</td><td>1万円以上1円単位</td></tr>
</table>
（原則、購入後に購入コースの変更はできません。）
</td></tr>
<tr><td>購入価額</td><td>購入申込日の翌営業日の基準価額
（ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）</td></tr>
<tr><td>購入代金</td><td>原則、購入申込日から起算して4営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>換金単位</td><td>
<table>
<tr><th>購入コース</th><th>換金単位</th></tr>
<tr><td>一般コース</td><td>1万口単位、1口単位または1円単位</td></tr>
<tr><td>自動けいぞく投資コース</td><td>1円単位または1口単位</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>換金価額</td><td>換金申込日の翌営業日の基準価額</td></tr>
<tr><td>換金代金</td><td>原則、換金申込日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>申込締切時間</td><td>原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）</td></tr>
<tr><td>購入の申込期間</td><td>2026年10月23日から2027年10月21日まで
＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</td></tr>
<tr><td>換金制限</td><td>1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。</td></tr>
<tr><td>購入・換金申込受付の中止及び取消し</td><td>金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>信託期間</td><td>2028年1月24日まで （1995年1月25日設定）</td></tr>
<tr><td>繰上償還</td><td>受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。</td></tr>
<tr><td>決算日</td><td>原則、毎年1月および7月の24日（休業日の場合は翌営業日）</td></tr>
<tr><td>収益分配</td><td>年2回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）</td></tr>
<tr><td>信託金の限度額</td><td>5000億円</td></tr>
<tr><td>公告</td><td>原則、https://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。</td></tr>
<tr><td>運用報告書</td><td>ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。</td></tr>
<tr><td>課税関係</td><td>課税上は、株式投資信託として取扱われます。
配当控除の適用はありません。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
ファンドは、NISAの対象ではありません。
＊上記は2026年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</td></tr>
</table>

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<table>
<tr><td colspan="2">投資者が直接的に負担する費用</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>購入時手数料</td><td>購入価額に2.2%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額
（詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。）
購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td>ありません</td></tr>
<tr><td colspan="2">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。
<table>
<tr><td colspan="3">ファンドの純資産総額</td><td>300億円以下の部分</td><td>300億円超500億円以下の部分</td><td>500億円超1000億円以下の部分</td><td>1000億円超の部分</td></tr>
<tr><td colspan="3">信託報酬率</td><td colspan="4">年1.562%（税抜年1.42%）以内
（2026年10月22日現在年1.562%（税抜年1.42%））</td></tr>
<tr><td rowspan="3">支払先の配分（税抜）および役務の内容</td><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td><td>年0.53%</td><td>年0.55%</td><td>年0.56%</td><td>年0.57%</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td><td>年0.80%</td><td>年0.80%</td><td>年0.80%</td><td>年0.80%</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td><td>年0.09%</td><td>年0.07%</td><td>年0.06%</td><td>年0.05%</td></tr>
</table>
＊上記配分は、2026年10月22日現在の信託報酬率における配分です。
【運用の委託先の報酬】
運用の委託先であるノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドが受ける報酬は、信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、年0.20%の率を乗じて得た額とします。なお、その報酬額は、この信託の信託報酬支払いのときに当事者間で支払うものとし、信託財産からの直接的な支払いは行ないません。ただし、マザーファンドにおいて、当該平均純資産総額に係る報酬の額と重複する額については当事者間で調整するものとします。</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・外貨建資産の保管等に要する費用
・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
・ファンドに関する租税　　等</td></tr>
</table>

手続・手数料等

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

＊上記は2026年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊法人の場合は上記とは異なります。
＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	1.58	1.56	0.02

（2026年1月27日～2026年7月24日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

ＭＥＭＯ

（当ページは目論見書の内容ではございません。）

ＭＥＭＯ

（当ページは目論見書の内容ではございません。）